

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第210号（8.6.15） 桜の宮中学校統合計画の再検討等を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 桜の宮中学校統合計画については、児童生徒数のみを基準とするのではなく、教育委員会資料に示されている校区変更等、学校統合、義務教育学校への移行、合同授業・学園制等の学校間交流など、統合以外の選択肢について十分な比較検討を行い、その内容及び結果を保護者や地域住民に分かりやすくデータで示すこと。</li> <li>2. 統合が子供たちの心理面・学習面・人間関係等に与える影響について十分な検証を行うとともに、方針決定に当たっては当事者である子供たちの意見を適切に聴取し、その意見を十分に尊重した上で計画に反映すること。</li> <li>3. 通学距離、通学時間及び危険箇所等について客観的な調査及び評価を行い、その結果を公表するとともに、子供たちの安全確保に必要な対策を講じること。</li> <li>4. 質疑応答内容の共有及び統合によるメリットだけでなく、統合後の学校生活や教育環境について想定される課題についても、保護者や地域住民が適切に判断できるよう十分な情報提供を行うとともに、丁寧な説明と意見交換の機会を継続的に設けること。</li> <li>5. 教育委員会資料に示されている生徒数推計・学校間交流や、コベカツ等の新たな取組及びその他の施策について、桜の宮中学校の実情を踏まえて一定期間検証し、その効果や学校を取り巻く環境の変化を踏まえながら、段階的かつ慎重に検討を進めること。</li> </ol>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市北区 西山 佑治 ほか1名</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>教育こども委員会</p>

2026年6月25日

神戸市会議長  
よこはた 和幸 様

陳情者

住所 神戸市北区

代表 氏名 西山 佑治

住所 神戸市北区

氏名 高木 雅之

## 桜の宮中学校統合計画の再検討等を求める陳情

### 【陳情趣旨】

神戸市教育委員会が進める桜の宮中学校の統合計画については、少子化への対応や教育環境の充実を目的としているものと理解しております。

しかしながら、市は「まだ決まったことではない」と説明しているものの、再来年4月の大原中学校への統合を前提とした予定が示されていることから、保護者や地域住民の間には、統合を前提として検討が進められているのではないかとの疑問や不安の声があります。そのため、統合以外の選択肢を含めた十分な比較検討と、その過程や根拠について丁寧な説明及び情報共有が必要であると考えます。

加えて、近年は不登校児童生徒数の増加や、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、一人ひとりの子どもに寄り添ったきめ細かい指導や支援が求められており、小規模校にはその特性を生かした教育的価値があると考えられます。

また、学校は教育の場であるだけでなく、地域コミュニティの拠点や防災機能など、多様な役割を担う重要な公共施設でもあります。

そのため、学校統合の検討に当たっては、児童生徒数のみを基準とするのではなく、教育的効果や子どもたちの心理面・学習面・人間関係への影響、地域への影響などを総合的に検証することが必要であると考えます。

さらに、学校生活の主体である子どもたちや、その成長を支える保護者、地域住民の意見を十分に聴き、丁寧な対話と合意形成を図りながら進めることが、将来にわたり持続可能で質の高い教育環境の実現につながるものと考えます。

私たちは統合そのものに反対するものではなく、子どもたちにとって何が最善の教育環境であるかという視点を第一に、十分な検証と丁寧な議論を重ねた上で、必要に応じて検討を見直すなど慎重に対応していただくことを願います。

以上の理由から、以下の事項について陳情いたします。

## 【陳情事項】

1. 桜の宮中学校統合計画については、児童生徒数のみを基準とするのではなく、教育委員会資料に示されている校区変更等、学校統合、義務教育学校への移行、合同授業・学園制等の学校間交流など、統合以外の選択肢について十分な比較検討を行い、その内容及び結果を保護者や地域住民に分かりやすくデータで示すこと。
2. 統合が子どもたちの心理面・学習面・人間関係等に与える影響について十分な検証を行うとともに、方針決定に当たっては当事者である子どもたちの意見を適切に聴取し、その意見を十分に尊重した上で計画に反映すること。
3. 通学距離、通学時間及び危険箇所等について客観的な調査及び評価を行い、その結果を公表するとともに、子どもたちの安全確保に必要な対策を講じること。
4. 質疑応答内容の共有及び統合によるメリットだけでなく、統合後の学校生活や教育環境について想定される課題についても、保護者や地域住民が適切に判断できるよう十分な情報提供を行うとともに、丁寧な説明と意見交換の機会を継続的に設けること。
5. 教育委員会資料に示されている生徒数推計・学校間交流や、コベカツ等の新たな取り組み及びその他の施策について、桜の宮中学校の実情を踏まえて一定期間検証し、その効果や学校を取り巻く環境の変化を踏まえながら、段階的かつ慎重に検討を進めること。